

琉球大学副専攻に関する規程

〔平成20年2月28日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学学則第13条第3項の規定に基づき、琉球大学における副専攻(以下「副専攻」という。)の教育課程に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 副専攻は、学部及び学科等で編成する教育課程以外に、学際的テーマ又は特定の学問分野について、授業科目を体系的に編成し提供することによって、学生の複眼的な思考力、統合的な理解力を育成することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「部局等」とは、学部、グローバル教育支援機構及び地域連携推進機構をいう。

(副専攻の教育課程、登録及び履修)

第4条 副専攻の登録を希望する学生は、所属する学部の指導教員の承認を得て、当該副専攻学生として登録申請し、当該副専攻の承認を受けなければならない。

- 2 副専攻学生としての登録は、第6条第2項に規定する当該副専攻主任(以下「副専攻主任」という。)に、所定の副専攻登録申請書を提出することによる。
- 3 登録を承認された学生は、当該副専攻の定める教育課程を履修しなければならない。
- 4 副専攻で修得した単位は、学生の所属学部の卒業要件における単位として認定することができるものとする。
- 5 副専攻の履修は、原則として2年次から認めるものとする。ただし、共通教育等科目については、各副専攻の定めるところにより、1年次からの履修を認めることができる。
- 6 学生が副専攻登録前に履修した当該副専攻の授業科目の単位については、第7条に規定する副専攻会議の議を経て、登録後の副専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 7 学生が登録することができる副専攻は、二つまでとする。

(副専攻の修了認定)

第5条 学長は、前条第3項の教育課程を履修し、20単位以上を修得した者に対しては、当該副専攻会議の議を経て、修了を認定し、副専攻修了証書を授与することができる。

- 2 副専攻主任は、前項の規定に基づき副専攻の修了を認定された学生について、当該学生が所属する学部の指導教員に通知する。

(副専攻の教員組織)

第6条 副専攻の教員組織は、副専攻に登録しその運用に関わる複数の教員で組織する。

- 2 副専攻の教員組織に、副専攻主任を置く。
- 3 副専攻主任は、当該副専攻の運営を掌理する。

(副専攻会議)

第7条 副専攻に関する事項を審議するために、各副専攻に副専攻会議を置く。

- 2 副専攻会議は、副専攻主任及び副専攻科目を担当する者のうちから副専攻主任が指名する者で組織する。
- 3 副専攻会議に議長を置き、副専攻主任をもって充てるものとし、議長は副専攻会議を主宰する。
- 4 議決を要する事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 副専攻会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(副専攻の開設)

第8条 副専攻の開設は、年度初めとする。

- 2 副専攻の開設認定を受けようとする部局等の教員は、所定の副専攻開設認定申請書をグローバル教育支援機構長（以下「機構長」という。）に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により副専攻開設認定申請書を提出する場合は、あらかじめ科目提供学部等の承認を得なければならない。
- 4 機構長は、部局等の教員から副専攻開設認定申請書の提出があったときは、グローバル教育支援機構会議（以下「機構会議」という。）の議を経て、学長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による提出を受けた学長は、教育研究評議会の議を経て副専攻の開設の認定を行う。

(副専攻に関する変更)

第9条 前条第5項の規定により認定された副専攻の修了要件を変更しようとする副専攻主任は、所定の副専攻修了要件変更願を機構長に提出しなければならない。

- 2 機構長は、前項の規定による提出があったときは、機構会議の議を経て、学長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による提出を受けた学長は、教育研究評議会の議を経て副専攻の変更の認定を行う。
- 4 前条第5項の規定により認定された副専攻の教員組織の変更、授業科目の追加及び授業科目の削除を行おうとする副専攻主任は、副専攻会議の議を経て、所定の副専攻教員組織又は授業科目変更願を機構長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定により副専攻教員組織又は授業科目変更願を提出する場合は、あらかじめ科目提供学部等の承認を得なければならない。
- 6 機構長は、第4項の規定による提出があったときは、機構会議の議を経て、変更の認定を行う。

(副専攻の廃止)

第10条 副専攻の廃止は、年度末とする。

- 2 廃止しようとする副専攻の副専攻主任は、所定の副専攻廃止願を機構長に提出しなければならない。
- 3 機構長は、副専攻主任から副専攻廃止願の提出があったときは、機構会議の議を経て、学長に提出しなければならない。

4 前項の規定による提出を受けた学長は、教育研究評議会の議を経て、副専攻の廃止決定を行う。

(庶務)

第11条 副専攻に関する庶務は、学生部教育支援課及び当該副専攻の副専攻主任が所属する部局等を所管する事務部において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、副専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、機構会議の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第4条で規定する副専攻の登録及び履修は、平成20年度の入学者から実施する。
- 3 前項の規定にかかわらず、日本語教育副専攻については、当該副専攻が必要と認める場合は、平成20年4月1日に在籍する者に適用する。

附 則 (平成23年11月22日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月11日)

この規程は、平成28年7月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年5月15日)

この規程は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年7月19日)

この規程は、平成30年7月19日から施行する。